

平成16年 3月18日

報道機関 各位

広島大学総務部大学情報室長
西田良一

大学院教育学研究科の教官に係る判決について

本日、福岡高等裁判所宮崎支部において、本学助教授に係る「強制わいせつ事件」についての判決がありあした。
このことについて、本学学長のコメントを別紙のとおりお知らせいたします。

【お問い合わせ先】
広島大学総務部大学情報室長
西田良一
TEL: (0824) 24-6013
(ダイヤルイン)

[発信枚数; A4版 2枚(本票含む)]

[学長コメント](#)

大学院教育学研究科の教官に係る判決について

本日、福岡高等裁判所宮崎支部において、本学助教授に係る「強制わいせつ事件」についての判決がありました。

現時点で表明できることは、次のとおりですので、御了承いただきたいと思います。

判決の内容については、詳細を承知しておりませんが、本学としましては、第一審同様、有罪の判決を受けたことについて厳粛に受け止めるとともに、被害に遭われた方に対して深くお詫びいたします。

大学としても、本人の処分については、審査会を設置し検討しておりますが、第二審判決も考慮し、厳正に対処する所存です。

平成16年3月18日
広島大学長 牟田 泰三